

瀬戸市告示第21号

平成20年瀬戸市告示第35号（会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等に委任させた件）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月11日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任			第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>			<省略>		
<u>観光課</u>	1 入場券売りさばき代 金等の収入金の収納 2 <u>観光課</u> 発行の図書代 金の収納	<u>観光課長</u> の職にあ る出納員	<u>まるっとミ ュージアム</u> 課	1 入場券売りさばき代 金等の収入金の収納 2 <u>まるっとミュージア ム課</u> 発行の図書代金の 収納	<u>まるっと ミュージ アム課長</u> の職にあ る出納員
<省略>			<省略>		